

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

納税者の権利を守る民商を大きくしよう！

名古屋北税務署と交渉、初参加の役員も

10月2日(木)名古屋北税務署と交渉を行い、税務署側からは柴田総務課長と総務係長、民商側は、安藤副会長、白部副会長、山口常任理事、事務局2名が参加しました。

まず、「消費税を5%に、インボイス制度廃止を」、などの税制に対する要望については「税務署は税の執行機関であってコメントする立場にない」とのいつもの回答。「税務相談停止命令制度」についても、昨年同様の回答でしたが、「税務相談など業として行われる場合」「脱税や、納税の義務を免れるなど要件の該当性により、緊急に措置をとる必要がある場合に行政手続法にもとづいて行われるが弁明の機会が与えられる」などと説明。民商の代表が、「民商でも、学び合い正しい処理がされていれば、違法ではないと思うが」などと問うと「課税標準などに関わると税理士法違反となる場合がある。あくまでも法令にもとづいて適正におこなう」との返答でした。

続いて「国税通則法74条の9を条文通りくみとれば、税務署長以外の職員が事前通知を行う法的根拠にはならない。事前通知を徹底する上でも、納税者の立場からも、事前通知は文書で行うべきだ」と追及しました。「他の税務署管内で、事前通知のない調査についての質問に「どこでも行われている」との返答。それに対して、民商から事前通知のない調査についての要件を徹底し、あくまでも例外とすべきだと要望しました。民商から「收受印押なが廃止されて以降、税務署が書類提出の際に確認をしないことによるトラブルが複数発生している。收受印を復活すべきではないか」と発言。総務課長は、「そういうことがあってはならないので、署員に徹底する」「税務署も、民商のみなさんも、納税者の助けになりたいと言うのは同じだと考えている。そういう点で、こうした話し合いの場は、大切だと思います」と述べました。白部さんは「税務署交渉は2回目の参加だが、去年の総務課長よりも、真摯に話を聞いてくれた」と感想。初めて参加した山口さんは、「税務署が、わざわざ時間を取って話し合いの場を作るのは民商だからです。民商はすごい」と感心していました。



支部対抗拡大競争で守山東支部が1歩リード

北部民商では、運動を盛り上げようと、9月から11月まで「支部対抗拡大競争」に取り組んでいます。現在、守山東支部が、読者拡大で3ポイントはじめ、署名(50筆で1ポイント)でも奮闘してリードしています。次は、林会計と前田婦



人部長が1部ずつ拡大した山田支部が2ポイントで第2位。

楠支部では、梶原さんが1部増やして1ポイントで第3位。

守山東支部の柳澤さんは、同じ支部の中水流さんに「今、支部対抗で競争しているから力を貸してほしい」と声をかけ、中水流さんは「1部?2部?」と返事。

数日後、1部増やしました、と民商に連絡が!

その後、三島さんから、「新聞1部決定しました」とファックス。柳澤さん、中水流さん、三島さんで3ポイント、婦人部拡大で1ポイント、三島さんの奥さんが署名集めで大奮闘(110筆)して2ポイント、合計6ポイントです。

ほかの支部でも励まし合って署名や拡大に取り組みしましょう。

(裏面に支部対抗の星取表)

定額減税補足給付金(不足額給付)申請の締切は10/31

昨年の定額減税の際に、減税・給付の対象とならなかった「白色事業専従者」「青色事業専従者」については、今回の不足額給付の対象となっています。対象にも関わらず、「支給のお知らせ」または「申請書」が届いていない方は、至急、民商までご連絡ください。名古屋市のホームページでは、対象かどうか確認するため「まずはコールセンターに電話してください」と告知されています。コールセンターに電話しても、解決しないときも、民商へ連絡してください。*コールセンター 050-3135-3260